

バーゼルⅢではどのような見直しがされた？

金融調査部 主任研究員
鈴木 利光



このシリーズでは、バーゼルⅢの仕組みを、可能な限りわかりやすく説明します。第7回は、バーゼルⅢの見直しの骨格を解説します。

1 バーゼルⅡの限界 ～ バーゼルⅢ（金融危機への本格的な対応）へ

サブプライム問題、リーマン・ショックと続いた金融危機では、欧米の多くの金融機関が破たん、ないしは危機的な状況に至り、経済全体が不安定な状況に陥りました。これらの金融機関にほぼ共通に見られた特徴としては、資本の質的な脆弱性を認識しないまま、甘いリスク管理の下で、収益追求のため、借入、レポ、デリバティブ取引などにより多大なレバレッジを効かせていたということが挙げられます。

レバレッジを効かすというのは、簡単に言えば、借入等の他人資本を増やして収益を拡大させ、自己資本に対する利益率の向上を図ることをいいます。

この金融危機の際には、金融機関を含む金融市場・資本市場の関係者がお互いに疑心暗鬼となり、取引が行われなくなり、市場の流動性が枯渇し、金融機関の資金繰りが非常に厳しい状況に陥りました。

そこで、バーゼル委は、2009年以後、金融危機への本格的な対応をすべく、バーゼルⅡの大改編、すなわちバーゼルⅢの検討を始めました。バーゼルⅢは2010年に国際的に合意され、わが国では2013年3月末から段階的に適用されています。

なお、バーゼルⅢは、あくまでも国際統一基準行を適用対象としたものである点に留意する必要があります。

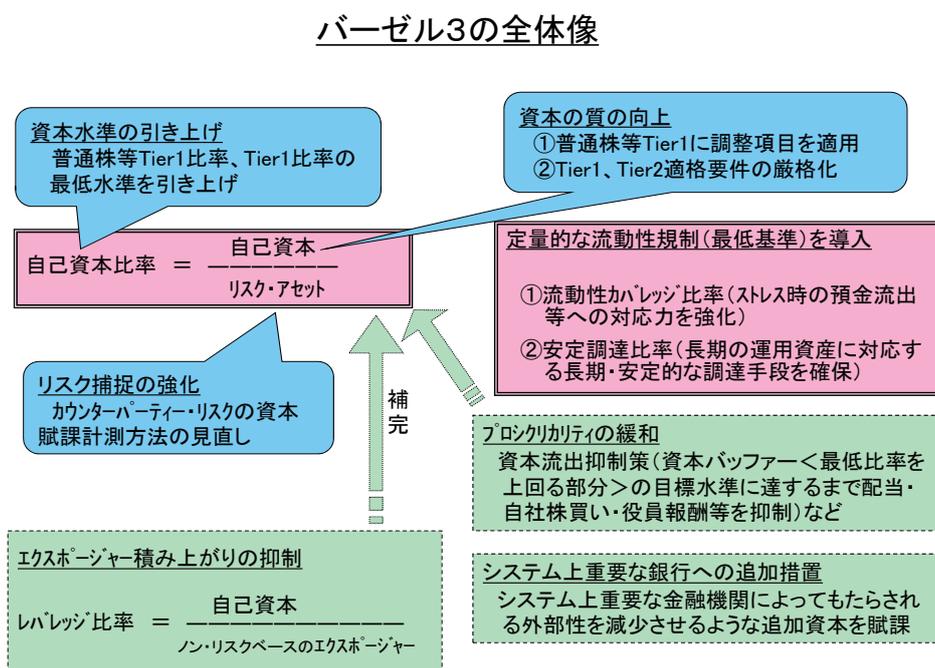
2 バーゼルⅢ：見直しの骨格

バーゼルⅢでは、損失吸収力を向上すべく、自己資本比率を算出するうえで算入可能な「自己資本」、すなわち自己資本比率の計算式の分子に大きな変更が加えられています。例えば、自己資本の定義を厳格化するほか、株主資本等から構成されるTier 1を「普通株式等Tier 1」と「その他Tier 1」に区分し、それぞれに最低所要水準を設けています。

また、自己資本比率の計算式の分母では、デリバティブ等の取引相手が破たんし、取引が履行されなくなるリスク（カウンターパーティ・リスク）等のリスク捕捉の強化も施されています。

そして、自己資本比率とは別に、定量的な流動性規制（流動性の高い資産の確保を求める「流動性カバレッジ比率」、「安定調達比率」）とレバレッジの過大な積み増しを制限する「レバレッジ比率規制」が導入されました（[図表1](#)参照）。

図表1 バーゼルⅢ：見直しの骨格



(出所) 金融庁「バーゼル3（国際合意）の概要」

以上

次回（第8回）は、[バーゼルⅢの実施スケジュール](#)を解説します。